

サステナビリティ推進に係る支援業務

(意見招請公告/公示日：2022年11月30日) について、意見招請実施要領に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.3	1. 業務名、および全体	「サステナビリティ推進に係る支援業務」の対象は、「組織の」サステナビリティ推進なのか、「事業の」サステナビリティ推進なのか。文面と担当部署から推察して、今回の支援対象は「組織の」サステナビリティ推進と理解しているが、明記されることが望ましい。	本業務の対象は両者(組織・事業)となります。戦略は、主要分野やセクターのシナリオ分析、KPI設定等、或るいは、国別・地域別戦略を想定しており、事業に該当します。他方、「組織」のサステナビリティとして、情報開示への対応が必要であるため、「組織」と「事業」の両者を含みます。
2	P.5	5. 業務内容 (1) サステナビリティに関する戦略策定・実施の支援 (作成する文書の概要)	「サステナビリティ」の定義の明確化をお願いします(業務範囲の明確化に不可欠)。「サステナビリティに係る概略的な長期的方針「サステナビリティ・ポリシー(仮称)」については、現在、機構において策定中である。既往の「JICA環境方針」、人権にかかる事項、脱炭素に関する日本政府方針(「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す」等)や内外の潮流等を加味して、内容の検討を行っている。」とあるが、本業務で対象とするサステナビリティの範囲はどのように考えているのか公示の際に説明頂きたい。例えば、TNFD(生物多様性)などの気候変動以外の環境の部分、ESGのG(ガバナンス)の部分など。それにより、コンサルタントの配置をより具体的に検討できます。	JICAの「サステナビリティ」は「気候変動対策」、「生物多様性・自然資本」、「ジェンダー平等や人権」等のESG全般としております。一方、比重として、気候変動対策関係が主となる見込みです(なお、契約期間中に国際潮流や日本政府の方針、JICAの事業戦略等が大きく変動した場合は、協議の上、主軸が変更となる可能性は僅かにあります。)
3	p.4	5. 業務内容 (1) サステナビリティに関する戦略策定・実施の支援 (戦略の位置づけ)	戦略の位置づけの項に「各セクター・事項のシナリオ分析、対応方針等を含む詳細な戦略、また、定性的な戦略の場合もできるだけエビデンス・ベース」とあるが、ここで言う「セクター」とはどのようなものを想定されているのか?(エネルギー、水資源といった開発課題を指しているのでしょうか?) また、「事項」についても何を指しているのか記載して頂きたい。また、「JICA 事業における気候リスク・機会に伴うシナリオ分析 最終報告書(2022年2月)」をベースに検討を行うことができるようでしたら、その旨記載頂ければ幸いです。	「セクター」とは、JICAが策定しています「JICAグローバルアジェンダ(課題別事業戦略: JGA)」に基づいた全課題別分野のことを想定しています。ただし、気候変動関連の戦略として、それらJGAを包括する、ある部分を切り出して加える、粗めに作るなどの対応も、検討次第ではあり得ます。なお、事項については、上記の通り、国別・地域別のサステナビリティ推進戦略に加え、人権分野等が(も)必要と判断された場合は、それら戦略も含めた戦略策定の検討もあり得ます。これは契約開始時、または、契約期間中に、受注者とJICAで協議の上、決定していきます。
4	p.4	5. 業務内容 (1) サステナビリティに関する戦略策定・実施の支援 (戦略の位置づけ)	「サステナビリティ戦略」について、セクターごとの「戦略」なのか、「人権」「気候変動」といった課題別の「戦略」なのか、何の目的で作るのか(作った後どのように活用されるのか)、誰向け(機構内外)なのか、「戦略」に含まれるべき項目(案)は何か、現時点で何種類の戦略作成を見込んでいるのか提示して頂きたい。	上記の通りです。具体的な戦略数や種類等は記載の通りマテリアリティ等の特定を踏まえ、本業務内で検討していく想定です。
5	p.4	5. 業務内容 (1) サステナビリティに関する戦略策定	「戦略数は組織のマテリアリティ等を踏まえて決定する」とありますが、JICAにとってのマテリアリティは本業務の開始前に特定されているという理解でいいか、あるいは本業務の戦略策定の業務の中でマテリアリティの特定が含まれるのかを明らかにして頂きたい。	本業務の詳細戦略策定の業務の中に、マテリアリティの特定も含まれています。ただし、民間企業のようにある商品やサービスに特化していない組織業務であるため、特定への必要時間や検討手法については民間企業と異なることも想定されます。
6	p.4	5. 業務内容 (1) サステナビリティに関する戦略策定・実施の支援 (戦略の位置づけ)	「(戦略の位置づけ)各セクター・事項のシナリオ分析、対応方針等を含む詳細な戦略」について、本業務の中で戦略策定に際して中長期時間軸でのシナリオ分析を行い、その結果をもとに今後5年間の戦略を検討するというのであれば、そのように記載頂きたい。シナリオプランニングは気候変動関連の視点のみでなく、特定されたマテリアリティの観点全てについて実施する想定かについて明らかにして頂きたい。	本業務において中長期的シナリオ分析を行い、結果に基づく今後5年間の詳細戦略を検討していただくことを想定しております。なお、シナリオ分析は主に気候変動関連を中心で想定しております。
7	p.4	5. 業務内容 (1) サステナビリティに関する戦略策定・実施の支援 (戦略の位置づけ)	「(戦略で対象とする期間)戦略で取り上げる対応方針・事項は、今後5年間を目安とする」とありますが、今回策定するサステナビリティ戦略とJICAの中期計画(令和4年4月~令和9年3月)の計画期間での5年間で、次期中計への反映を想定したものであるか、どちらになるか明らかにして頂きたい。	現時点において弊機構の既存の中期計画への反映は想定しておりません。
8	p.5	5. 業務内容 (2) 情報開示に係る業務フローの構築支援	「③サステナビリティ・レポートの内容検討に関する情報収集、改善提案」については、GRIガイドライン、TCFD提言等の国際的なガイドラインを踏まえた、サステナビリティレポートで開示する情報の構成案の検討と、検討した構成案に基づくサステナビリティレポートを作成するために必要となる情報が何かを特定・整理するところまでが本業務の範囲と理解していいか。サステナビリティレポートの作成に必要な情報の収集と内容案そのものの作成は業務範囲外であることを記載頂きたい。	同レポートで開示項目の構成の検討・提案、及び構成案の検討のための必要情報の収集と整理(例えば他機関の類似レポートの比較分析や弊機構ならではの開示項目の検討等)が本業務の範囲となり、内容案そのものは本業務範囲外となります。
9	p.5	5. 業務内容 (3) その他、サステナビリティ推進に必要な業務に対する支援	「①ガバナンス体制の構築・運営に係る情報収集助言」に関して、仕様書に記載されているサステナビリティガバナンスを構成する会議体・組織となっている「外部アドバイザー委員会」と「サステナビリティ委員会」、「サステナビリティ推進室」について、JICAで現状で想定されているそれぞれの役割、位置づけ、また理事会との関係が記載されていると検討しやすいと考えます。	「サステナビリティ委員会」は、組織及び事業運営におけるサステナビリティ推進に必要な事項を審議・検討する内部委員会として設置済みです。この委員会審議にあたって、あるいは、追って弊機構内の部門として設置される可能性がある「サステナビリティ推進室(仮称)」の業務に対する第三者的アドバイザー機能を担うものが、「外部アドバイザー委員会(仮称)」となります。
10	p.6	6. 業務実施上の留意点	(1)「また、過去にJICAが実施した調査の結果を踏まえ、各種作業を行うこと。」とありますが、JICAが実施した調査はかなりの多数に渡りますが、具体例としてどの様な調査を踏まえる事を想定されているのかお示し頂けると良いかと思えます。(過去の調査結果レビューだけで膨大な時間を要してしまいますので、どの程度かを提示して頂きたい。)	業務開始後に、具体的な調査名と提示及び資料配布を行う予定です。
11	p.6	6. 業務実施上の留意点、 (2)	“追加の具体的な対応事項が特定された場合は、打ち合せ簿で合意の上、対応すること”との記載があるが、これは追加予算が認められるとの理解で問題ないでしょうか。	契約金額の増額は想定しておりません。本業務において個別の対応事項を具現化する過程において当初予定にない対応事項が発生した場合は、全体業務量の範囲内で対応いただくべく、追加相応分の作業量を削減し、全体調整を行う想定です。
12	P.7	7. 実施体制	質問の通番1にも関係する意見となりますが、実施体制では、サステナビリティ推進に係る人員3名(増減は可能)を配置することになっており、分野別の専門性では、TCFD対応及びインパクト投資の専門家を含める提案となっております。一方、サステナビリティの大きな課題として、その他に、人権と自然資本(生物多様性)及びガバナンスの分野も専門性が強く求められる項目となるため、これらの分野における十分な知識を有する人員も配置することが要件に加えることが望ましいと考えます。	人権については、一定程度JICAが対応でき、また、自然資本は実際のJICAの方針や作業に反映するための具体的な国際的な枠組みや基準等が現在検討中のため、本業務は主に気候変動分野を想定しています。ただし、人権や自然資本も包括するため、三名に加えて、内外部アドバイザー、有識者及び詳細作業にあたる作業員など、具体的な実施体制についてはプロポーザルで提案していただく形です(ただし、選定にあたっては一定の予算内での提案となることが重要となります)
13	p.7	7. 実施体制	専門家の要件として「専門家のうち、少なくとも1名は、インパクト投資の枠組み等についての国内外の議論に十分な知見を有し、情報収集や提言等を効果的に行うことができること。」とありますが、5.業務内容にはインパクト投資に関する記述が無かったため、具体的にどの業務でインパクト投資の知見が期待されているのか分かるようになると検討がしやすいです。	ご指摘のとおりです。「専門家のうち、少なくとも1名は、インパクト投資の枠組みやBlended Finance、イノベーション、DX、GX等の観点における新機軸的なテーマやアプローチの国内外の議論に十分な知見を有し、情報収集や提言等を効果的に行うことができること」に修正予定です。要すれば、インパクト投資に限らず、JICAの業務にサステナビリティ推進経営を加えることにより、具体的な事業のあり方や形成の仕方への助言を行っていただくことを想定しています(ただし、この契約の中でその事業を実施するものではありません)。
14	p.7	7. 実施体制	「GHG等計測・算定を担当する人員は」とあるが、「5.業務内容」のどこでGHG等計測・算定の業務が想定されているのかが不明であるため、具体的にどの業務でGHG等計測・算定が想定されているのか分かるようになると検討がしやすいです。	戦略におけるシナリオ分析やモニタリング工程等を作成するにあたり、作業自体は主管事業部が実施するものの、試行的な作業を提示する等を想定しているため。
15	p.7	7. 実施体制	「GHG等計測・算定を担当する人員は」とあるが、TCFD対応やGRI対応が必要となるスコープ1、2、3のGHG排出量の算定及び削減目標の策定そのものは本業務のスコープ外であるという理解でいいか。GHG排出算定や中長期の削減目標については、これらについてどこまで情報開示をするかの検討、また、そのために必要となる作業工程を整理するのが本業務で想定されていることという理解でいいか。	「GHG排出算定や中長期の削減目標については、これらについてどこまで情報開示をするかの検討、また、そのために必要となる作業工程を整理するのが本業務で想定されている」とのご理解のとおりです。まずはTCFD対応やGRI対応が必要となるスコープ1、2、3のGHG排出量の内、組織としてどこまで算定するかの提言(その分析や戦略策定に対するご提案)を、組織内合意の上(上記内部委員会等での審議決定)、実際の削減目標の策定及びモニタリング体制、算出工程までの策定を想定(実際のモニタリングや算出は本業務の対象外)。
16	p.9	14. 支払い方法	2023年3月~2024年3月までの支払いが1年に渡りないと業務実施に支障があるため、2023年9月の中間払いを追加して頂きたい。	支払いの時期について改めて検討いたします。
17	P.4	(1) サステナビリティに関する戦略策定・実施の支援	戦略の検討と合わせて、フラッグシップとなるような事例を早期に創出し、各部署の巻き込みを行っていくことが重要と考えます。本来事業としてもサステナビリティに一定の取組みをされている貴機構において、これまでと異なる新たな事例として具体的に何を、どのような事例を創出し、組織の変化を促していくかがカギとなります。そうした検討も含めて戦略案の提案を行う理解でよろしいでしょうか	分野セクター別の排出シナリオ分析を含む戦略を想定していましたが、フラッグシップの事例は重要と認識しており、その観点での戦略も読める業務内容とします。
18	P.4	(1) サステナビリティに関する戦略策定・実施の支援	サステナビリティは分野や地域ごとに、必要な戦略が異なります。ブレイクダウンした各分野・地域ごとに取り組むべき事業とそのインパクトを見ていく議論が必要があるかと思いますが、そうした粒度で検討を支援することは有効でしょうか	ご提案は実践レベルで重要となってくると理解しますので、ご提案は可能です。ただし、既に国別事業分析(JCAP)及び「地域別戦略」は存在しており、気候変動対策分野については、気候変動対策室が助言できる体制にあります。その分析や戦略策定に対するサステナビリティ推進の軸・観点・付加価値を入れ込み、あるいは、追加事業を反映させることは是非は組織内の議論が必須となります(作業重複の回避は必然)。よって、ご提案の形で議論が、他業務と比して(例えば、上記のシナリオ分析)有効かどうかは、ご提案の内容次第となります。
19	P.4	(1) サステナビリティに関する戦略策定・実施の支援	フラッグシップとなる事例を通じたボトムアップの動きの一方で、海外調査のネットワークや関連知見を活用しながら、初期に一定のレベルの戦略案をある程度作りこむことが必要と考えられています。戦略案にもとづいた動きとボトムアップの動きを連携させながら、実際の状況を踏まえて検討に注力する時期や優先度を相談のうえ、サステナビリティ推進を進めていく理解でよろしいでしょうか	ご理解で相違ありません。

20	P. 7	実施体制	全体の戦略検討においては、海外ドナーの事例や、各国の取組状況、等グローバルに広範な知見を集約し、またこれを貴機構にとって必要なものに適切に選別し、分析する作業等が重要となります。体制面では、こうした3名の従事者以外の、組織的な知見やネットワークの提供を前提とした体制および業務量を検討いただけないでしょうか	内外部アドバイザー、有識者及び詳細作業にあたっての作業人員など、具体的な実施体制についてはプロポーザルで提案していただく形をお願いします（ただし、選定にあたっては一定の予算内での提案となることが重要となります）
21	P. 7	実施体制	戦略策定に係る調査や検討の実施項目に対し、体制面や業務量は会議とその事前準備を中心とした仕様となっています。戦略の検討にあたっては、期間のなかでも初期に集中的な検討を行うこと等を想定し、事業期間の後半では検討及び支援の密度をバランスさせる理解でよろしいでしょうか。関連して、実際にサステナビリティ推進を行う際の貴機構側の体制としては、タスクフォース以外にも各関連部署が主体的にこれを実行することを織り込んでよいでしょうか	時間軸での作業のメリハリのつけ方はご提案のとおりで問題ありません。また、関連部署が主体的に対応するように、サステナビリティ推進タスクフォース及び同タスクフォースの運営事務局を担う総務部が適宜調整・介入します。
22	P. 7	実施体制	戦略検討、実行支援など2年間の業務変化を想定すると、特定の3名で機関を通じて対応するよりも、統括責任者は固定としつつも、業務従事者は実施内容に応じ変更するなど、柔軟な体制の提案可能性を考慮されてはいかがでしょうか	ご提案の内容を、その理由を付してプロポーザルで提示いただくことで問題ありません。
23	P. 7	実施体制	民間セクターにおけるサステナビリティの推進が新たな動きでありかつ活発であることから、体制においても、民間企業の支援における実績はより重視されてはいかがでしょうか。	JICAの公的機関の特異性を十分加味した上で、民間経験の有用性をいかすことができる人員であることがわかれば、選定の際に配慮させていただきます。
24	P. 7	実施体制	仮に契約締結に至った場合、具体的な作業内容についてJICA様と協議の上で決定していくものと理解しております。仕様書記載の業務について弊所に対応することが可能と考えてはおりますが、決定した具体的な作業内容に照らして、その一部について第三者への再委託や第三者からの有償での意見聴取等を行うことが、JICA様にとって最善の方法である場合が生じる可能性も否定はできないと考えております。そのため、受託業務の一部について、JICA様と協議の上で、第三者への再委託や第三者からの意見聴取等を行うことも可能となる記載を仕様書に含めて頂くことをご検討頂けますと幸いです。	再委託は想定していません。現時点で見込まれる場合には、プロポーザルで提案いただくとともに、見積り金額（人員構成・報酬）に含めてください。第三者からの意見聴取を有償で行っていただくことは想定していません。但し、業務開始後に意見聴取が必要と判断される場合の取り扱いについては、検討します。